

介護職員等による喀痰吸引等について

【制度について】

平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等が一定の条件の下で実施できる制度が導入されました。社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件を遵守し、適切に実施してください。

【介護職員等の範囲】

ホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士（注1）、特別支援学校教員などで、一定の研修を修了した人です。

（注1）平成29年以降の介護福祉士国家試験合格者については、その養成課程において「たんの吸引等」の知識や技術を習得することになるため、改めて研修（喀痰吸引等研修）を修了する必要はありません。ただし、養成課程において実地研修を実施していない場合は、実地研修の修了が必要となります。

【実施可能な医療行為の範囲】

研修の内容に応じて、次の行為の一部又は全部を実施することができます。

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう及び経鼻経管栄養）

【一定の条件について】

- 介護職員等が「認定特定行為業務従事者」として認定（注1）されていること。
- 所属する介護職員等にたん吸引等を行わせようとする施設や事業所などが、「登録特定行為事業者」として登録されていること。
- 認定特定行為業務従事者が、医師の指示の下に、看護師等と連携して、たん吸引等を行うこと。

（注1）介護職員等のうち、平成29年以降の介護福祉士国家試験の合格者については、介護福祉士として登録することにより実施できます。ただし、実地研修の未受講者は、実地研修の修了後に介護福祉士登録証の変更が必要です。

※詳しくは大分県庁ホームページ（下記HPアドレス）をご参照ください。様式等がダウンロードできます。

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kakutan-syougai.html>

【問い合わせ先】

大分県福祉保健部高齢者福祉課 地域包括ケア推進班
電話番号 097-506-2767
Fax 097-506-1738
住所 大分県大分市大手町3丁目1番1号